

夕張市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源の確保を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告を掲載又は掲出することが可能なものをいう。
 - ア 市の広報紙
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市有施設
 - エ その他広告媒体として活用できる市の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 選挙運動、投票の事前運動等に該当するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観及び風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類、広告の掲載料並びに広告掲載の位置、規格及び期間等は、当該広告媒体を所管する課等の長が別に定める。

(広告募集方法等)

第 5 条 広告の募集は、市の広報紙及びホームページへの掲載等の方法により行うものとし、募集に関し必要な事項は、所管する課等の長において別に定める。

(広告の申込み等)

第 6 条 広告掲載を希望する者は、夕張市広告掲載申込書 (様式第 1 号) に掲載しようとする広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、広告掲載する旨決定したときは、夕張市広告掲載決定通知書 (様式第 2 号) により、広告掲載しない旨決定したときは、夕張市広告非掲載決定通知書 (様式第 3 号) により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 7 条 広告掲載の決定通知を受けた者 (以下「広告主」という。) は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が納期限までに納付されなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) その他広告掲載することが不相当と認められる事実が判明したとき。

(広告掲載料の返還)

第 9 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に関する契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第 10 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(審査機関)

第 1 1 条 広告掲載を適正に実施するため、夕張市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員には、次に掲げる職員をもってあてる。

(1) 市長

(2) 副市長

(1) 課長及びこれに準ずる者の中から市長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、審査する広告媒体を所管する課長等に委員会への出席を求めることができる。

5 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 広告主及び広告内容に関する事

(2) 広告掲載料に関する事

(3) その他広告掲載に関し必要な事項

6 委員会の庶務は、総務課総務グループにおいて処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。